

# 重点的に取り組む8つの教育施策

本計画では、前計画に引き続き、基本目標を達成するために特に重要と考える施策 を「重点施策」として設定し、今後の取組の核として据えています。

全48の施策に真摯に取り組みながらも、本市における教育の現状を踏まえて設定 した8つの重点施策を中心にチェックを行うことで、より効果的・効率的に基本目標 の達成を目指すことができると考えています。

以下では、8つの重点施策と関連する施策及び主な取組について記載します(本計画の体系と全施策は11~12ページに記載しています。)。

# 重点施策1 幼児期の教育・保育の質を高めます

幼児教育は、子どもの基本的な生活習慣や、道徳心の芽生えを培い、学習意欲や態度の基礎となる好奇心や探究心を養うとともに、小学校以降における学びの基礎や、 生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で大切な役割を担っています。

したがって、幼児期における教育は学齢期の子どものみならず、子どもたちが豊かに伸びゆくためにも大切なものであると認識し、幼児教育の機能を強化する視点を持つことが重要と考えます。

そこで、社会情勢に対応した時代にふさわしい教育・保育を推進するために、幼児教育センターが中心となって、「保育・教育アドバイザー」を活用し、幼保の連携や公 私立間の連携を進め幼児教育の横のつながりを強めるとともに、中学校区を単位とした縦のつながりとなる保幼小中の連携を推進します。

# 重点施策2 子ども一人ひとりに寄り添った支援を行います

子どもが抱えるさまざまな課題に対して、組織的な支援が行えるように、スクールカウンセラーなどの専門職や関係機関と連携しながら、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を推進するとともに、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりに取り組みます。また、家庭や関係機関と連携し、問題行動やいじめ・不登校の未然防止や早期発見、児童虐待の防止に努めます。

特に、いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その 心身の健全な成長や人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体にも 重大な危険を生じさせる恐れがある、決して許されない行為です。

本市では、本計画の第5章に記載している「宝塚市いじめ問題再発防止に関する基本方針」における5つの柱を軸として、施策を展開していきます。

# 重点施策3 「魅力ある授業」「わかる授業」を展開します

子どもたちが、学習内容を自分の人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、知識及び技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力や人間性等を向上させていくために、児童生徒の発達段階や興味・関心等に応じた主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めます。

また、学習内容を確実に身に付けることができるよう、教職員の授業力向上のための保幼小中の連携も含めた研修・研究に取り組むとともに、各学校の実態に即し、少人数指導や習熟度別指導等による個に応じた指導を充実させます。

# 重点施策4 子どもの健やかなからだづくりを応援します

子どもの時に活発に運動することは、成長、発達に必要な体力を高め、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成する基礎となります。さらに、体力は学力と並ぶ両輪で、生きる力のベースとなるものです。

しかしながら、本市の児童生徒の基礎的な運動能力は総体的に全国平均を下回る項目が多く、子どもたちの健康への影響、気力の低下などが懸念されます。そこで、元気で、活力に満ちた子どもを育てることが急務であると考え、「体力向上プログラム」を策定し、その着実な実施により子どもたちの体力向上を図ります。さらに、体力向上指導員や体育授業サポーターの派遣により、楽しい体育授業の創造と運動の習慣化を図ります。

# 重点施策5 子どもたち・教職員の人権意識を高めます

子どもたちが、よりよく生きるための基盤となる豊かな人間性を養うため、人権についての正しい知識を身に付け、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に捉え、自己の生き方について考える学習を通して、適切な判断力、心情、実践意欲と態度を養っていきます。

あわせて、偏見や差別をなくし、人権尊重の精神を培い、子どもたちがお互いの多様性を認め、尊重し、お互いに協力しながら社会生活を送ることが大切です。特に、いじめは人間の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、決して許されないとの認識に立って行動できる力を身に付ける教育を推進することは、喫緊の責務です。また、子どもたちにとって身近な大人である教職員の人権意識を高め、自らの実践を通して人権尊重の学校づくりを進めます。

# 重点施策6 ICT環境を活用した教育を展開します

インターネットをはじめとする情報通信が発展し、ICT機器が子どもたちの生活にも密着する時代となり、活用性が高まっています。しかしそれと共に子どもたちがネットを介したトラブルの被害者や、また加害者になるケースも増加しています。

このような中、文部科学省が進めるG | GA (Global and Innovation Gateway for All) スクール構想により、令和3年度(2021年度)には公立小・中・特別支援学校の全ての児童生徒にタブレットパソコンが配布されました。

子どもたちの多様なニーズに応じた個別最適化された学びを実現するために、課題や目的に応じて、身近なICT機器を活用し、必要な情報を主体的に収集・判断し活用できる「情報活用能力」を育成します。また、教職員を対象に効果的なICT機器の活用方法や情報セキュリティ・著作権等の実践的な研修を開催し、啓発に努めます。

#### 重点施策7 読書活動を推進します

ことばは、私たちの思考の基礎であり、コミュニケーションの重要なツールとなり、 あらゆる学力の基盤ともいわれます。しかしながら、現代社会における情報通信技術 の普及により、文章ではなく単語でのやりとりの機会が増え、また、直筆の機会が減 ったことで、子どもたちのことばの力が弱まっていると言われています。

ことばの力を身に付けるために大切なものは読書です。乳幼児期での本との出会いに始まり、発達段階に応じたさまざまな本との出会いは、子どもの心を豊かに育てると同時に思考力を磨き、表現力を高め、想像力を育みます。読書を通じて、他者の考えや思いを理解し、人と人とのつながりを強める大切な力を身に付けることができ、結果として学力の向上にもつながります。

そこで、学校図書館にはない図書を市立図書館から貸し出しを受けるなど、学校と 市立図書館の連携も充実させながら、児童生徒の学びの機会を広げていきます。

# 重点施策8 学校・家庭・地域の連携を強めます

近年の傾向として、もはや学校園だけで教育が完結することはありません。学校・ 家庭・地域が、連携、協働する中で、豊かなより良い教育の実現が果たせます。

本市ではこれまでも、「たからづか学校応援団」などのように地域の人々による学校 園への応援体制がありますが、地域や学校の実情により、必ずしも全市的に浸透して いるとは言えません。また、「みんなの先生」や図書、園芸のボランティアへの支援方 法等の重なりもあり、充分に機能していないところがあります。

そこで、より全市的・機能的に学校と家庭・地域が連携・協働でき、子どもを育てられる仕組みへと発展させるため、学校園への支援体制を検討するとともに、学校と家庭・地域のニーズ等を調整するコーディネーターの存在が大切であり、その人材の発掘に引き続き取り組みます。

また、コミュニティ・スクールの全校導入に向けた取組を進めつつ、さらに国の示す制度への移行を進め、開かれた教育課程の実現を目指します。あわせて、学校評価を活用し、地域や保護者と学校課題を共有しながら、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的運用を進めるとともに地域人材バンク設立に向けた検討を進めます。